



OSAKAベーシックニュース

2012年12月
第5号

OSAKAベーシック法律事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-3-6 淀屋橋NAOビル3階
<http://www.o-basic.net/> Tel06-6226-5535 Fax 06-6226-5536

事務所設立から1年経ちました

この号の内容

- 1 事務所設立から1年経ちました
- 2 高年齢者雇用安定法
- 3 改正法が来年施行されます
- 4 事務所の近況
- 5 取扱い業務

平成23年9月に当事務所を開設してから1年以上が経ちました。いつもあたたかく見守ってくださりありがとうございます。

この1年は、離婚や相続の分野に注力する傍ら、交通事故、事業承継、デリバティブ、任意後見、下請法、そして暴力団排除条例などについての勉強をすすめるなど、走りづめでした。なるべく多くの分野で、且つ、高いレベルで法的サービスを提供したいという志しは、まだまだ始まったばかりですが、地道に努力を重ねてまいりますので、今後とも応援いただきますようお願いいたします。

高年齢者雇用安定法

65歳までの安定した雇用の確保

高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）では、定年が65歳未満の場合、事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の3つの措置を講じなければなりません（9条1項）。

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう）の導入

継続雇用制度には、(1)再雇用制度と(2)勤務延長制度があります。

(1) 再雇用制度

定年退職後に雇用契約を結び直すもの。具体的には次のような制度があります。

- ①再雇用契約社員制度
- ②再雇用短時間勤務社員（パートタイマー）制度
- ③短時間勤務正社員制度
- ④正社員進路選択制度
- ⑤再雇用社員在籍出向制度
- ⑥再雇用派遣社員制度
- ⑦再雇用社員在宅勤務制度
- ⑧再雇用社員直行直帰勤務制度
- ⑨再雇用社員フレックスタイム制度

改正法～労使協定等による継続雇用する者の限定の廃止

(2) 勤務延長制度

定年制度を設けたまま、定年到達者を退職させることなく、その後の引き続き雇用するもの。

③ 定年の定めの廃止

ただし、これまでの高齢者雇用安定法では、②の継続雇用制度について、労使協定等により「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準」を定め、その基準に基づく制度を導入したときは継続雇用制度を実施したものとみなすとされていました（9条2項）。これは、**労使協定等により、60～65歳の者の全てではなく一部の者のみだけ継続雇用すればよい**というものでした。

改正法が来年施行されます

平成24年8月29日、改正高齢者雇用安定法が成立し、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の**対象者を労使協定等で限定できる仕組みは廃止されました**。改正法は平成25年4月1日から施行されます。

この廃止には**経過措置**が設けられており、全員雇用義務が課されるのは、

- ①平成25年4月1日から平成28年3月31日の間は61歳前まで、
 - ②平成28年4月1日から平成31年3月31日の間は62歳前まで、
 - ③平成31年4月1日から平成34年3月31日の間は63歳前まで、
 - ④平成34年4月1日から平成37年3月31日の間は64歳前まで、
- とされており、65歳まで全員雇用義務が課されるのは平成37年4月1日からとなります。

例えば、①平成28年3月31日までは、61歳までの方は希望すれば全員につき雇用継続しなければならず、61歳から65歳前までの方については労使協定等で対象者を限定することができます。

この経過措置は、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに連動しているものです。

事業主は、改正法にしたがって適切な雇用確保措置を導入し、就業規則も変更しなければなりません。事業主が適切な雇用確保措置を導入しない場合、国から助言、指導および勧告がなされ、勧告に従わない場合には事業主名が公表されることがあります。

厚生労働省のホームページでは、改正高齢者雇用安定法についての詳細が紹介されています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/koureisha/

各企業によって高齢者の方の雇用の仕方はいろいろあると思います。上記を参考にして改正高齢者雇用安定法に対応する準備を進めてください。



事務所の近況

(事務局・鈴木)

気がつけば年末が近づいてきました。

12月14日から光のルネッサンスが始まり、中之島や御堂筋がイルミネーションで輝きます。事務所近辺では淀屋橋 odona がいち早く点灯し、NAOビルでもツリーやトナカイが点灯しています。

この時期になると一気に淀屋橋周辺が華やかになり、心が浮き立ちます。

御堂筋のイチョウ並木も、昼間は黄色く色づいてもちろん綺麗なのですが、夜になるとイルミネーションで遠くまで光輝いてキラキラします。

毎年楽しみにしている「光のルネッサンス」ですが、実はじっくり見たことは殆どなく、横目で通り過ぎるだけです・・・。

イルミネーションだけでなく、中之島公会堂の近くでは屋台が立ち並び美味しい食べ物が並びます。一度、屋台で色々食べてからイルミネーションをじっくり見て回ろうと思うのですが、寒さと人の多さで毎年断念してしまいます。

今年こそは・・・！？



《中之島のイルミネーションは 12月 25 日まで（御堂筋のイルミネーションは 1月 20 日まで）です》

(事務局・今井)

先日、女性のための漢方セミナーに参加する機会があり、おまけで漢方にについての冊子をいくつかもらつたので読んでみました。

中国古来の医学というイメージが強いですが、現代医療で用いられる漢方は「日本独自の医学」と言えるほど、国内の風土や気候、日本人の体質やライフスタイルに合わせた独自の発展を遂げたようです。

面白いなあと感じたのが、診察方法と処方の仕方です。

声のトーンや呼吸音を聞き、舌や脈・お腹を診て、自覚症状からライフスタイルまで様々な問診を行い、その人の状態（体質・体力・抵抗力・症状の現れ方などの個人差）を重視して、その人に合った漢方を処方します。

なので、同じ症状であっても他の人に処方された薬では効果がない場合が多いそうです。

季節の変わり目に体調を崩し、急に2日程お休みをいただいてしまったので、余計に普段からもっと体調管理に気を付けないといけないなあと実感しました。



事務局ブログを始めました。



仕事のことや日々のことを綴っております。

まだまだ拙い文章ですが、定期的に更新しております。ぜひ一度ご覧下さい。

OSAKAベーシック法律事務所のコーポレートサイトよりご覧いただけます。

取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「債権回収無料相談」の頁を設けましたのでご利用ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のことでも弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

お気軽にお電話ください!

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>

交通事故相談

<http://www.o-basic.net/>

債権回収無料相談

<http://www.o-basic.net/>



個人の方

- 相続
- 離婚
- 成年後見
- 破産・債務整理
- 不動産
- 交通事故
- 金銭貸借
- 労働
- その他



会社・事業者の方

- 会社法
- 契約書
- 債権の保全・回収
- 労務問題
- 不動産
- 倒産
- その他
- 顧問契約

Osaka Basic Law Office OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office

〒541-0042
大阪市中央区今橋4丁目3番6号
淀屋橋NAOビル3階
弁護士井上元
TEL 06-6226-5535
FAX 06-6226-5536
URL <http://www.o-basic.net/>

